

日本語版 はしがき

日本語版編集責任者

名古屋大学法学研究科 教授 浜田道代

名古屋大学法学研究科 外国人特別研究員 眞 建新

会社統治および資本市場の監督管理に関して、21世紀初頭の同時期に、中国、台湾、および日本はどのような共通の問題に直面しているか。あるいは類似の問題が異なる社会的文脈の中で、どのように異なった視角から議論されているか。本論文集はそれらの比較を記録するものである。

本論文集は、北京大学出版社から2003年1月に中国語で刊行された法学論文集、浜田道代＝呉志攀・主編『公司治理与資本市場監管——比較与借鉴』の姉妹編とでもいべきものである。中国で刊行されたこの書物は33本の論文を収録しているところ、日本語版の編集にあたった我々は、中国語版から14本の論文を選んで、中国語を日本語に翻訳しつつ、あるいは本来日本語で執筆されたものをそのまま、本論文集に収録した。

本論文集が刊行されるに至った最初の契機にまで遡るならば、2001年2月に名古屋大学法学研究科・アジア法政情報交流センターが開催したシンポジウム「日中の企業法制・金融法制の展開」に行き着く。アジア企業法制の研究を深めることを願って、我々名古屋大学の企業法関係者は、中国から第一線でご活躍中の研究者・実務家をお招きし、名古屋大学でシンポジウムを開催した。ちなみにこのシンポジウムについては、その後2002年7月に、浜田道代＝眞建新・編『日中企業法制・金融法制の展開』と題する書物を、日本語を中心としながらも論文の中国語訳も収録する形式で、CALE叢書第2号として出版している。

この2001年2月の名古屋大学シンポジウムは幸いにして、日本人参加者にも好評であったことに加えて、中国から参加された方々に大変喜んでいただけた。中国から参加された一人である北京大学の呉志攀教授（当時、北京大学法学院院長。その後、北京大学副総長に就任）は、「今度は皆さん北京にお越しいただきたい」という言葉を残して帰国の途につかれた。そして本当に、それを実行に移されたのである。呉教授からの呼びかけに応える形で、2002年3月22日と23日の2日間にわたり、名古屋大学法学研究科と北京大学法学院・金融法研究センターの共催で、「アジアのコーポレート・ガバナンスおよび資本市場の監督管理」をテーマとするシンポジウムを、北京大学において開催した。

北京大学シンポジウムについては、呉教授が全体テーマを選ぶとともに、北京大学やその他の

中国の著名大学の研究者、あるいは実務家たちに呼びかけて、着々と準備を進められた。我々名古屋大学関係者は、自分たちが北京に出かけるに止まるのではなく、日本の企業実務の実情を中国側へ伝えていただける方をお誘いしたいと努めた結果、当時日本経営同友会副代表幹事であった、花王株式会社経営諮問委員会特別顧問の渡邊正太郎氏（現在、日本経営同友会専務理事等）、および当時トヨタ自動車株式会社の常勤監査役で、日本監査役協会前会長でもあった井上輝一氏（現在、豊田合成株式会社常勤監査役等）のお二人に、北京大学に赴いていただくことができた。また、我々名古屋大学側で、台湾からの参加者を得るべく努めたところ、台湾大学法学院の王文宇助教授および台湾政治大学法学部の林国全教授のお二人に、北京大学に赴いていただくことができた。

2日間のシンポジウムを終わった時点で、我々シンポジウムに参加した者は一同、この時期にこのテーマで議論することがいかに時宜を得たものであったかを実感した。中国の各地から、香港から、そして台湾から、日本から北京にやって来た多くの者が、このテーマに対する大きな問題意識をもって報告を行い、議論を活発に交わした。よりよい会社統治をうち立てていくにはどうすればよいのか、あるいは資本市場を一層円滑で公正なものとしていくにはどうすればよいのか。それぞれの国や地域でこの問題に真剣に取り組んできた参加者たちは、この北京大学シンポジウムにおいて、それぞれの経験や知識をもって交流しあうことができた。その結果、各国や地域がそれぞれ、異なった状況を踏まえつつ、それぞれ独自の方法を編み出しながらこの問題に対処しようとしていることが、よく理解できた。そしてそのような違いを知り、その理由を理解することは、きわめて興味深いものであることを実感できた。なぜ、違いを知り、意見交換することが、これほどまでに興味深いのか。それは、我々が同じ時代に同じ地球の上で、しかも隣り合った国々において、根は共通した同じような問題に、同じように真剣に取り組んでいることを、ひしひしと感じ取ることができたからである。表層の違いの下には、大きな共通の基盤がある。この共通の基盤にたっているからこそ、様々な違いの理解が刺激的であり、互いに大いに参考になるのである。

北京大学シンポジウムでは、中国人研究者がこの共同研究に取り組む姿勢もまた印象的であった。彼らはこのシンポジウムはオープンなものであることを強調し、プログラムの作成にあたって、中国人研究者たちに報告者として名乗り出るよう、広く勧誘した。また、シンポジウム終了後も、関連論文の提出を広く呼びかけた。そうして編纂されるに至ったのが、本論文集の姉妹編ともいべき上記の中国語論文集である。したがって、この中国語論文集は、北京大学シンポジウムを機縁として編集されたものであるに違いないが、シンポジウムの報告論文よりも多くの

ものを収録している。また、シンポジウムで報告されたものに比べて詳細になっている論文が多く、しかも幾つかの論文はきわめて詳細な論文となっている。そのため、これらを日本語に翻訳する作業量は相当なものとなった。この日本語版を編集するに当たっては、収録対象をシンポジウムの報告原稿を中心に、主立ったものに限定せざるをえなかったというのが実情である。

以下においては、本論文集に収録した論文について、簡単な紹介をしておきたい。

第1章に収録した中国政法大学の江平教授の論文は、シンポジウム当日の基調報告である。江平教授は中国における会社法の制定をリードされてきた方で、若い研究者たちの尊敬を集めている著名な学者である。すでに高齢に達しておられるが、中国の実情に照らしてまさに重要な論点を提示され、的確な判断力でもって進むべき方向性を明確に示しておられるのは、そのようなご経歴のゆえであろうと推察される。

台湾の近年の状況は、台湾から参加されたお二方も力作をお寄せ下さったことから、それらを通じて相当に詳細に知ることができる。第2章に収録した王論文は、台湾会社法も英米法の影響下で、大幅な改正が行われていること、そして公営事業の民営化が大問題となっている点で、国有企業の改革に邁進している中国大陸とも一脈通じる課題に直面していることを、我々に明らかにしてくれる。また、台湾経済の底力となっている中小企業について、法制面での対応を強化すべきことを論じている。第7章に収録した林論文は、まず前半において、台湾の証券取引法などによる企業情報開示の規制システムを紹介している。これにより台湾においても、日本と同様に会社法と並ぶ形で、アメリカ法から多大の影響を受けた証券取引規制システムが整備されている状況を理解できる。後半においては、台湾の財務予測情報開示制度を紹介している。これは台湾が1990年代に入ってアメリカ法の影響下で採用し始めたものであるが、1997年以降は一定状況下では予測情報の開示を強制するようになるなど、台湾独自の特色を際立たせるようになってきている。

日本の会社法改正および証券取引の管理監督のテーマにつきどのように中国で紹介したかを記録したのが、第2章に収録した浜田論文、および第7章に収録した小林論文である。これに対し、本論文集の第3章は、日本の企業実務の状況を渡邊正太郎氏と井上輝一氏が北京大学で紹介して下さった内容を収録している。日本の経済界においても屈指の見識豊かなお二人が、日本においては企業統治の改善に向けてどのような取り組みが現実になされているかを、取締役の立場から、あるいは監査役の立場から話して下さったことは、シンポジウムに参加した多数の中国人関係

者に深い感銘を与え、きわめて好評を博した。

中国大陸において会社統治につき熱く論じられている問題に関する論文は、第4章・5章・6章に分けて多数収録した。

第4章では、中国企業が置かれた状況をマクロ的環境から分析しようとしている呉教授の論文と張教授の論文を取り上げた。呉論文は、主としてアメリカとの比較において中国の企業統治の生態環境を論じるものである。そして、契約の即時履行を当然とする文化、会計の信憑性、公平な市場競争、企業の信用の重視、財産所有関係の明晰さといったものが現実には重要な役割を果たすことを、時にはユーモアも交えつつ、まさに的確に指摘している。張教授は、香港から北京に駆けつけてこられた学識溢れる学者である。その論文は中国の現実を地球規模の視野で見据えるものであり、とりわけロシア・東欧の体制移行国に特有の企業統治に関わる深刻な問題との比較の中で中国の経験を相対視しつつ、中国が進むべき道を模索している。

第5章では、株主保護の観点から議論を展開している顧＝井論文と劉論文を取り上げた。顧教授と井助教授が教鞭をとる華東政法学院は上海の法学教育の中心となっている著名大学であり、顧教授は中国商法学会の立ち上げにも力を発揮された中国商法学界の第一人者である。収録論文は、国が大株主として君臨する国有企業を多く抱えている中国の現実を背景に、株主平等と株式平等の関係の理論分析をもって少数株主保護の強化に繋げようとするものである。中国社会科学院法学研究所の劉教授は、アメリカ留学から帰国して間もない気鋭の若い研究者である。収録論文は、株主権の保護が会社法の要であることを強調しつつ、そのために何をどのように改善しなければならないかを総合的に論じるものである。

第6章では、中国において多大の関心を集めている独立取締役制度の導入問題を論じる論文を3本収録した。中国会社法は取締役会と並べて監査役会をおいてきているが、英米における独立取締役重視の企業改革もまた近年注目を集めていたところ、2001年8月に中国証券管理監督委員会が指導意見を発布して、上場会社には独立取締役制度を導入すべきものとする方針を打ち出した。そのため、2002年3月に開催した北京大学シンポジウムにおいては、この問題に話題が集中した。清華大学法学院の朱教授は、英米における独立取締役制度を紹介しつつ、中国においても独立取締役制度の導入は企業統治の改善に資するであろうとこれを積極的に評価し、導入に際して留意すべき問題を分析している。中国人民大学法学院の葉教授は、独立取締役制度が果たしうる役割は限定的であり、会社法が設けている監査役会制度と機能が重複する等と論じつつ、近時の動きを消極的に評価している。中国政法大学の管教授は、指導意見の指針に従おうとも、中国の会社に深刻な内部者支配の実情を変えることはできないであろうと論じ、中国において企業統治の改

善を真に図ろうとするのであれば、無限責任を負う常勤の独立取締役制度を構築するという、中国の事情に合わせた独自の道を模索すべきと訴える。

本論文集を刊行することができたのは、上記北京大学シンポジウムに集った多くの方々のご協力の賜である。この場をお借りして厚く御礼を申し上げたい。とりわけ、シンポジウムを実務面で全面的に支えてくださった北京大学の博士課程の大学院生である羅培新氏に、心より御礼を申し上げたい。羅氏はシンポジウム終了後も、論文集の刊行に大きな力を尽くされた。『公司治理与資本市場監管——比較与借鑒』が北京大学出版社から刊行されるに至ったのは、羅氏のねばり強い尽力があったからである。そしてこの中国版が刊行されたからこそ、浜田と虞は本論文集の刊行作業を進めることができた。

名古屋大学法政国際教育協力研究センター (Center for Asian Legal Exchange) が、この度本論文集をCALE叢書第3号として刊行することにより、中国・台湾・日本の企業法制の比較に関心を持つ多くの日本語を用いる方々に、我々の手元にある情報をお届けできることを願っている。

2004年4月

付記：

本論文に収録した中国語論文の日本語訳にあたっては、要旨の翻訳にとどめた部分もあることを御了承願いたい。

浜田は本論文集に収録されたすべての翻訳に目を通し、意味の理解できないところを訊ねながら日本語として分かりやすいものとするに努めた。しかし、自身は中国語を理解しないがゆえに、思わぬ間違いをしている箇所が残っているのではないかと懸念している。読者諸氏にお気づきのところがあれば、ご指摘いただくと有り難い。

北京大学シンポジウムを名古屋大学法学研究科が北京大学と共催するにあたっては、文部科学省科学研究費補助金特定領域「アジア法整備支援」から助成を受けた。また、日本在中国商工会議所の皆様方からのご支援を受けた。ここに記して、感謝の意を表したい。